

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第72号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支出命令)</p> <p>第31条 主管の長は、<u>支出命令をしよ</u> <u>うとするとときは、支出負担行為が法令</u> <u>又は予算に違反していないこと及び支</u> <u>出負担行為に係る債務が確定している</u> <u>こと（令第160条の2第2号に係る</u> <u>ものを除く。）を確認したうえ、会計管</u> <u>理者又は出納員への支出命令書の送付</u> により支出の手続をしなければならない。</p> <p>2 前項の支出命令書には、債権者の請 求書（市長が指定する電子申請システ ムを用いて当該書類に記載すべき事項 を記録した電磁的記録（以下「電子請 求書」という。）を含む。以下同じ。）の ほか四日市市予算の編成及び執行に関 する規則（昭和39年四日市市規則第 20号）別表第1及び別表第2に掲げ る支出負担行為に必要な書類、検査書 その他支出を証明する書類を添えなけ ればならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(支出命令)</p> <p>第31条 主管の長は、<u>債権者から請求</u> <u>書の提出があったときは、支出負担行</u> <u>為に係る債務が確定していること（令</u> <u>第160条の2第2号に係るものを除</u> <u>く。）を確認したうえ、支出命令書によ</u> <u>り支出の手続をしなければならない。</u></p> <p>2 前項の支出命令書には、債権者の請 求書のほか四日市市予算の編成及び執 行に関する規則（昭和39年四日市市 規則第20号）別表第1及び別表第2 に掲げる支出負担行為に必要な書類、 検査書その他支出を証明する書類を添 えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

(請求書の記載事項等)

第35条 第31条第2項の規定により
支出命令書に添える請求書は、次の各
号に掲げる事項が記載されたものでな
ければならない。

(1)から(5)まで (略)

2 前項の請求書(電子請求書を除く。)
は、前項に規定する事項の記載のほか、
債権者(法人その他の団体にあつては、
代表者)の記名及び押印(電子計算機
その他の機器を使用して印鑑の印影を
印刷することを含む。)又は署名がなさ
れたものでなければならない。

3 電子請求書は、第1項に規定する事
項の記録のほか、債権者の電子署名が
なされたものでなければならない。

(請求及び領収印)

第36条 前条第2項の規定により請求
書に押すべき印鑑(電子計算機その他
の機器を使用して印刷する印鑑の印影
を含む。)は、当該請求に係る契約等に
関して契約書等(債権者の押印がある
ものに限る。)があるものにあつては、
その契約書等に用いられた印鑑と同一
のものでなければならない。

(請求書の記載事項等)

第35条 請求書の記載事項中次の各号
に掲げるものは、債権者において記載
し、債権者の印を押さなければならない
。ただし、印刷した印影を使用する
届け出がなされ、会計管理者が承認し
たもの及び債権者(法人にあつては、
その代表行為を行う者)が署名したも
のについては、この限りでない。

(1)から(5)まで (略)

(請求及び領収印)

第36条 債権者が請求及びその請求に
係る金額を領収しようとするときに使
用する印鑑は、次の各号によらなけれ
ばならない。

(1) 契約書等(債権者の押印があるも

2 債権者が債権額を領収する際の領収書には、債権者（法人その他の団体にあつては、代表者）の記名及び押印又は署名がなされたものでなければならない。この場合において、印鑑は、当該債権の請求の際に用いた印鑑と同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない事由によって改印の届け出があつたときは、この限りでない。

3 前2項の印鑑は、官公署その他これに準ずる者にあつては、職印、その他の者にあつては認印（法人にあつては、その代表行為を行う者の印）を使用しなければならない。

（受領委任等）

のに限る。）のある請求書の請求印は、その契約書等に用いた印鑑と同一のものでなければならない。

(2) 領収に用いる印鑑は、請求の印鑑と同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない事由によって改印の届け出があつたときは、この限りでない。

2 前項の印鑑は、官公署その他これに準ずる者にあつては、職印、その他の者にあつては認印（法人にあつては、その代表行為を行う者の印）を使用しなければならない。

3 前条ただし書に規定する場合（印刷した印影を使用する届け出がなされ、会計管理者が承認したときを除く。）及び債権者（法人にあつては、その代表行為を行う者）が領収印に代えて署名する場合は、前2項の規定は適用しない。

（受領委任等）

第37条 債権者は、代理人をもって請求又はその請求に係る金額を領収しようとするときは、債権者が押印した委任状を提出しなければならない。この場合において、債権者が契約書等又は請求書に記名押印したときは、その契約書等又は請求書に用いた印鑑と同一のものを使用しなければならない。

2 (略)

第37条 債権者が代理人をもって請求又はその請求に係る金額を領収しようとするときは、債権者の印鑑を押した委任状を提出しなければならない。この場合において、債権者が契約書等又は請求書に記名押印したときは、その契約書等又は請求書に用いた印鑑と同一のものを使用しなければならない。

2 (略)

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(会計管理課)